

土木施工計画書作成要領（道床碎石交換工事編）

目次

1 総則	1
1-1 目的	1
1-2 適用範囲	1
1-3 提出図書の形式	1
1-4 提出期限	1
1-5 提出部数	1
1-6 工事数量	1
1-7 施工計画書の内容変更	1
2 全体施工計画	2
2-1 工事概要	2
2-2 工事数量一覧表	2
2-3 全体計画図	2
2-4 その他	2
3 現場組織	2
3-1 組織図	2
3-2 作業所組織表	2
3-3 軌道施工責任者	2
3-4 モーターカー運転資格者	2
4 工事工程	2
5 安全衛生管理計画	2
5-1 安全衛生管理項目及び安全対策	2
5-2 安全衛生管理体制	3
5-3 安全衛生管理組織（または機構）	3
5-4 交通管理	3
5-5 災害防止措置	3
6 主要機器使用計画	3
7 主要資材使用計画	3
8 工種別詳細施工計画書	3
8-1 全体施工フローチャート図	3
8-2 碎石交換準備工	3
8-3 道床碎石搬入工	4
8-4 道床碎石交換工	4
8-5 道床碎石交換付帯工	4
8-6 道床碎石交換工後作業	4
8-7 碎石搬出工	4
8-8 まくらぎ搬入工	4
8-9 まくらぎ交換工	4

8-10 まくらぎ搬出工	4
8-11 その他	4
8-12 後作業	4
8-13 支給材料及び発生材料の取り扱い	5
9 施工管理計画	5
9-1 工程管理計画	5
9-2 品質管理計画	5
9-3 出来形管理計画	5
9-4 写真管理計画	5
10 緊急時の体制及び対応	6
10-1 緊急連絡体制	6
10-2 悪天候及び地震時の対応	6
11 現場作業環境の整備	6
11-1 作業環境対策	6
11-2 建設廃棄物処理計画	6
12 その他の必要事項	6

1 総則

1-1 目的

本要領は「土木工事標準仕様書」に基づき、請負者が、監督員に提出する施工計画書の作成について定めることにより、もって工事の適正かつ能率的な施工を図ることを目的とする。

1-2 適用範囲

本要領は、東京都交通局が施工する地下鉄軌道補修工事の道床砕石交換工事に適用する。なお、本要領に規定されていない工種に関して、施工計画書を作成する必要がある場合は本要領に準拠して作成すること。

1-3 施行計画書の形式

請負者が提出する施行計画書は、特に定めのあるものを除き、文書の大きさはA4版を、図面はJIS-A版を使用し、縦づかい横書きを標準とする。

1-4 提出期限

全体施工計画書は、契約の日から10日以内を提出期限とする。

1-5 提出部数

監督員に提出する部数は、3部（請負者の控え含まず。）とする。

1-6 工事数量

- (1) 工事数量は、契約数量と請負者が現地調査等により算定した計画数量を工種別に対比して記述すること。
- (2) 施工計画書を全体施工計画書と工種別施工計画書に分割する場合にあたっては、計画数量欄にその旨を明記すること。

例

工事数量	契約数量	計画数量	実施数量	備考

1-7 施工計画書の内容変更

監督員が受理した施工計画書を変更する必要があるときは、請負者と協議の上速やかに当該工程に係る変更施工計画書を提出させるものとする。

2 全体施工計画書

2-1 工事概要

(1) 概要

- 1) 工事の目的及び施工方法、工事区域の特性及び状況などについて記述すること。
- 2) 平面図及び縦断図を添付すること。

(2) 工事内容について

次の事項を記述すること。

- ・工事名称
- ・発注者
- ・施工者
- ・工期
- ・請負金額
- ・施工場所並びに位置図
- ・工事内容
- ・準拠すべき基準及び仕様書

2-2 工事数量一覧表

工種別に契約数量及び予定使用数量を詳細に記載すること。

2-3 全体計画図

必要により工種別に色分けした図面を添付すること。

2-4 その他

3 現場組織

3-1 組織図

本社を含む組織図を記載すること。

3-2 作業所組織表

工事現場詰所に置ける構成、役職、役割分担等を記述すること。

3-3 軌道施工責任者

配置される軌道作業責任者の氏名を記載し、軌道作業責任者認定証（写し）を添付すること。

3-4 軌道モーターカー運転資格者

工事に従事する軌道モーターカー運転資格者の氏名を記載し、保線作業認定証（写し）を添付すること。

4 工事工程

全体及び主要工事の工事工程について記述すること。

5 安全衛生管理計画

5-1 安全衛生管理項目及び安全対策

次の事項について記述すること。

- (1) 第三者災害の防止
- (2) 物損災害の防止
- (3) クレーン災害の防止
- (4) 墜落・転落災害の防止
- (5) 飛来・落下災害の防止

- (6) 崩壊・倒壊災害の防止
- (7) 火災・爆発災害の防止
- (8) 交通災害の防止
- 5-2 安全衛生管理体制
 - 安全衛生委員会の設置等、現場における安全管理体制について記述すること。
- 5-3 安全衛生管理組織（又は機構）
 - 現場作業所及び本支店関係の安全衛生管理組織、責任者氏名を記載すること。
- 5-4 交通管理
 - 運行道路、標識等の設置、工事前の安全教育、運転者の資格確認等について記述すること。
- 5-5 災害防止
 - (1) 労働災害防止対策
 - 労働災害を防止するための安全基本ルール厳守、適切な計画と作業員の教育訓練等を記述すること。
 - (2) 各作業の安全対策
 - 各作業の安全対策について記述すること。
 - (3) 災害防止協議会規約
 - 作業所における災害防止協議会規約を詳細に記載すること。
 - (4) 災害発生時緊急設置系統図
 - 災害発生時の緊急連絡系統図を記載すること。
- 6 主要機器使用計画
 - 次の事項について記載すること。
 - (1) 貸与機器一覧表
 - (2) 一時使用貸与機器一覧表
 - (3) 使用機器一覧表
 - 使用機種、仕様、使用燃料、数量、環境仕様等を記述すること。
- 7 主要材料使用計画
 - (1) 支給材料一覧表
 - 品名、仕様、単位、数量を記載した、一覧表を作成し添付すること。
 - (2) 請負持ち材料一覧表
 - 1) 使用材料、仕様、単位、数量を記載した一覧表を作成し添付すること。
 - 2) 使用材料の規格表添付を添付すること。（カタログ、規格表）
- 8 工種別詳細施工計画書
 - 8-1 全体施工フロー図
 - 準備から工事完了工種（跡片付け）までのフローチャート図を作成すること。
 - 夜間作業の標準タイムスケジュールを記載すること。
 - 8-2 道床碎石交換準備工
 - (1) 打合せ
 - 日常の打合せ（当局）、作業開始前のミーティング等について記述すること。
 - (2) 作業連絡
 - 毎日の実施と予定の作業連絡表様式・連絡方法について記述すること。

(3) 現場調査

現場調査項目（交換するまくらぎ、信号トラフ、検査孔の数量等）について記述すること。

(4) 基地内作業

基地内作業がある場合、記述すること。

(5) ずい道内作業

道床砕石交換ブロック延長割等について記述すること。

8-3 道床砕石搬入工

砕石積み込み、ベルトコンベアーの荷締め方法、運搬、取卸しについて記述すること。

8-4 道床砕石交換工

(1) 砕石かき出し工

在来砕石かき出し・仮置き、運搬用機器への積み込み方法、砕石かき出し後の床面、排水溝清掃について記述すること。

(2) 砕石かき込み工

運搬用機器に積まれている新砕石の取卸に伴う軌道の養生、かき込み、つき込み、砕石敷き均し方法について記述すること。

(3) 道床つき固め

施工区間の道床つき固め施工手順、砕石締め固まり具合の確認方法について記述すること。

8-5 道床砕石交換付帯工

(1) 検査孔交換

旧検査孔の撤去、新検査孔の設置手順について記述すること。

(2) 清掃

軌道、付帯設備、砕石運搬車等の清掃について記述すること。

8-6 道床砕石交換後作業

(1) 総つき固め

総つき固めまでの期間、回数、方法について記述すること。

(2) 軌道整正

軌道整正は「土木標準仕様書 8.4.1」に基づく施工方法を記述すること。

8-7 砕石搬出工

工事現場からの発生砕石搬出手順（車両基地までの）について記述すること。

8-8 まくらぎ搬入工

PCまくらぎ積み込み、荷締め方法、運搬、取卸しについて記述すること。

8-9 まくらぎ交換工

PCまくらぎ交換の施工手順、注意事項（まくらぎピッチ等）を記述すること。

8-10 まくらぎ搬出工

工事現場からの発生まくらぎの搬出手順（車両基地までの）について記述すること。

8-11 その他

使用機材等の保管場所並びに養生方法を記述すること。

8-12 後作業

(1) 工事施工後点検・検測

工事施工後の現場点検、軌道検測・整備方法並びに軌道四項目検測結果の監督員報告について記述すること。

(2) 工事現場・資機材置場等の清掃

工事現場・資機材置場の整理方法、美化について記述すること。

8-13 支給材料及び発生材料の取扱い

(1) 支給材料の取扱い

支給材料の受払い、現場等での取扱いについて記述すること。

(2) 発生材料の取扱い

発生材料・返納品の品名、仕様、単位、数量、処理区分を記載し一覧表を作成し、仮置き場所、管理方法について記述すること。

添付資料

発生材一覧表

9 施工管理計画

9-1 工程管理

実施工程表はバーチャートで作成し、週間工程表及び月間工程表様式を添付して、工程管理について記述すること。

9-2 品質管理

(1) 概要

品質管理は各仕様書及び品質管理基準により管理を行い、工事に使用する材料及び製品の規格、品質基準等について記述すること。

(2) 品質管理計画

1) 材料の数量、品質検査

支給材料の数量確認、請負持材料の品質検査方法、数量検査方法について記述すること。

2) 軌道四項目仕上がり基準「土木標準仕様書 8.4.1」に基づく、管理方法を記述すること。

9-3 出来形管理

出来形の検測、確認、管理方法を記述すること。

9-4 写真管理

(1) 概要

写真管理は、東京都交通局「工事記録写真撮影基準」を遵守し、写真管理計画を記述すること。

(2) 工事写真の分類

工事写真の分類は下記の様に分類し、撮影計画を記述すること。

- 工事写真
- 1) 着手前および完成写真
 - 2) 施工状況写真
 - 3) 安全管理写真
 - 4) 材料検収写真
 - 5) 品質管理写真
 - 6) 出来形管理写真
 - 7) その他（災害・公害・環境・補償等）

- (3) 工事写真の色彩
 - 次のものは、撮影にあたっての注意事項を記述すること。
 - 1) 着手前及び完成写真。
 - 2) 塗装等色彩に関連があるもの。
 - 3) その他特記事項で指示するもの。
- (4) 工事写真の撮影基準
 - 写真撮影に使用する黒板の記載項目について、記述すること。
- (5) 工事写真の整理方法
 - 工程過程が容易に把握できる整理方法について記述すること。
- 10 緊急時の体制及び対応
 - 10-1 緊急連絡体制
 - 緊急連絡体制体系図を添付すること。
 - 10-2 悪天候および地震時の対応
 - (1) 強風、大雨、大雪、地震等による自然災害が発生する危険が予想される場合、作業所の対応策を記載すること。
 - また、強風、大雨、大雪、地震が危険範囲（基準値）を超えた場合の対応策を記載すること。
 - (2) 東海沖地震警戒宣言発令時の体制並びに対応策について記述すること。
- 11 現場作業環境の整備
 - 11-1 作業環境対策
 - 換気・排気ガス対策について記述すること。
 - 11-2 建設廃棄物処理計画
 - 建設副産物処理計画書に、次の事項を記載すること。
 - (1) 発生量の予測
 - (2) 建設副産物処理・利用（計画・変更）計画表
 - (3) 抑制計画
 - (4) 分別保管
 - (5) 減量化計画
 - (6) 教育・訓練
 - (7) コミュニケーション（内部及び外部コミュニケーション）
 - 例・支社からの通知、指導事項の工事関係者への伝達・指導をする。
- 12 その他の必要事項
 - 添付書類
 - ① 建設廃棄物処理委託契約書（写し）
 - ② 建設廃棄物 収集運搬、処理業者許可証（写し）
 - ③ 運搬ルート図
 - ④ 使用するマニフェストの様式